

## 社 保 の 窓

## 薬価基準の一部改正等について

日医発第638号(保105)

平成11年10月13日

日本医師会長

坪井 栄 孝

平成11年10月1日厚生省告示第213号をもって薬価基準の一部が改正され、同日から適用されました。

今回の改正は、製薬会社の医薬品製造承認の承継に伴う薬事法上の販売名称の変更によるもので、新名称の医薬品「ハイポエタノール(アトル)」1品目が薬価基準の別表に第28部追補(24)として収載されました。(は、品名の次に括弧書きによって医薬品製造業者名または輸入業者名の略称を加えたことを示します。)

また、同日付厚生省告示第214号で、旧名称の医薬品「ハイポエタノール(ユニック)」1品目が使用医薬品告示の別表第3に第9部追補(5)として収載され、経過措置品目(使用期限:平成12年3月31日限り)となりました。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌11月1日号に掲載を予定しております。

## 厚生省告示第213号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年3月厚生省告示第54号)の規定に基づき、使用薬剤の購入価格(薬価基準)(平成10年3月厚生省告示第30号)の一部を次のように改正する。

平成11年10月1日

厚生大臣 宮 下 創 平

別表に第28部として次のように加える。

第28部 追 補 (24)  
外 用 薬

品 名	規 格 単 位	薬 価 円
(は) ハイポエタノール(アトル)	10mL	10.40

## 厚生省告示第214号

保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第19条第1項及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第9条の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の使用医薬品(平成10年3月厚生省告示第109号)の一部を次のように改正する。

平成11年10月1日

厚生大臣 宮 下 創 平

別表第3に第9部として次のように加える。

第9部 追補 (5)  
外 用 薬

品 名	規 格 単 位
(は) ハイポエタノール(ユニック)	10mL

### 材料価格基準の一部改正について

日医発第639号(保106)

平成11年10月13日

日本医師会長  
坪井 栄 孝

平成11年10月1日厚生省告示第215号をもって、特定保険医療材料およびその購入価格(材料価格基準)の一部が改正され、同日から適用されました。

今回の改正により、ペースメーカー1機種が新たに特定保険医療材料として保険適用されました。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌11月1日号に掲載を予定しております。

#### 厚生省告示第215号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年3月厚生省告示第54号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその購入価格(材料価格基準)(平成10年3月厚生省告示第89号)の一部を次のように改正し、平成11年10月1日から適用する。

平成11年10月1日

厚生大臣 宮 下 創 平

#### 別表第2項中

「(138) その他	1,000,000円」を
「(138) 21100 B Z Y 00338000	1,750,000円
(139) その他	1,000,000円」に
改める。	